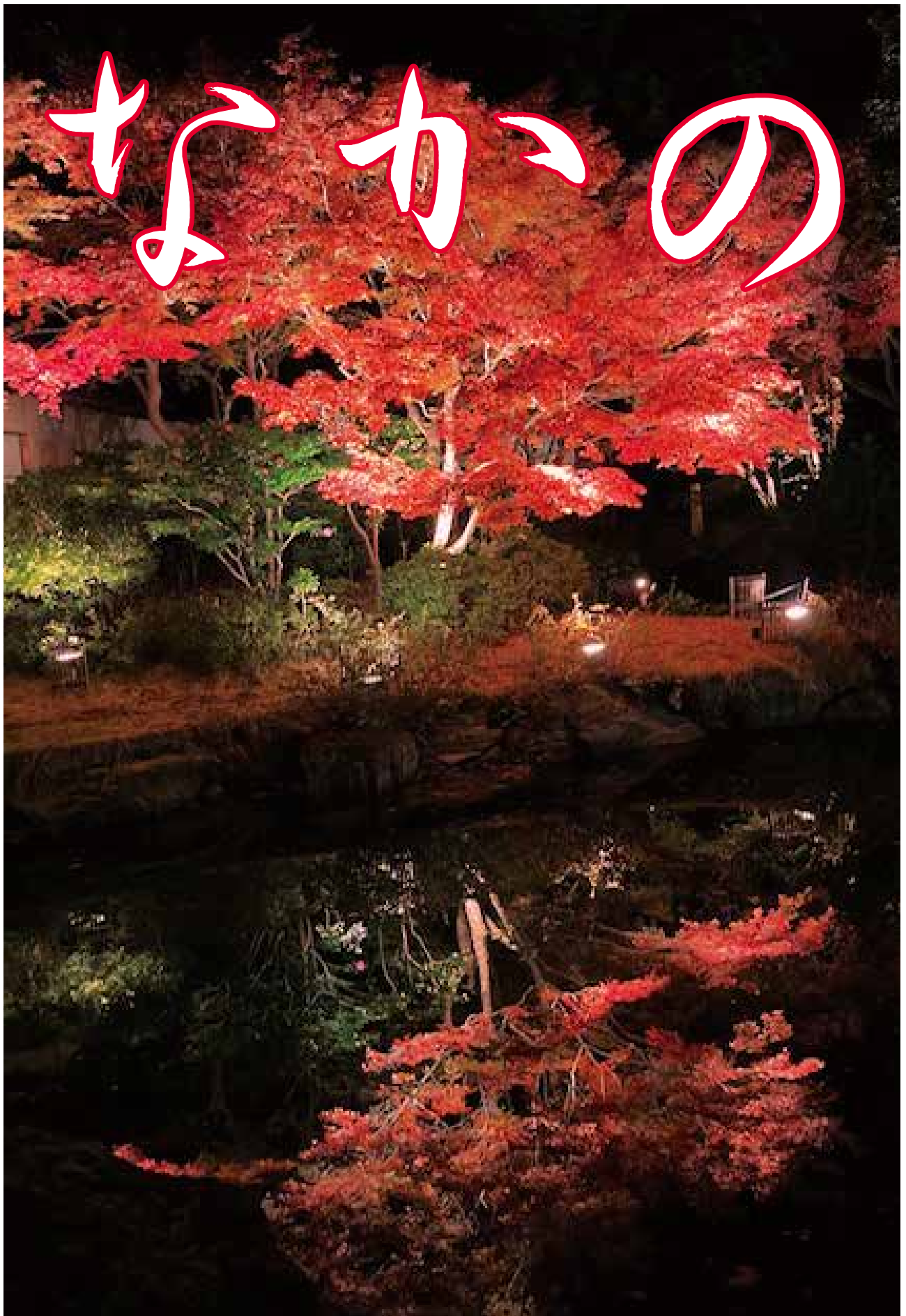


なかの



Vol. 260

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (11~1月行事予定表)

※下記の予定は、11月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場
11月	4日(火)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
	6日(木)	16:00~17:30 経営塾第2弾「年末調整」、女性部会第5回研修会	中野セントラルパークカンファレンス
	//	17:30~17:45 女性部会役員会	中野セントラルパークカンファレンス
	7日(金)	11:00~12:00 広報委員会	中野法人会館
	//	18:00~19:00 青年部会役員会	中野法人会館
	9日(日)	10:15集合 にぎわいフェスタ2025	サウステラ 1階広場
	11日(火)	OUT/IN 8:04 同時スタート 親睦チャリティゴルフコンペ	プレステージカントリー
	13日(木)	16:00~17:00 経営塾第3弾「法律セミナー」	中野法人会館
	19日(水)	13:30~16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	25日(火)	10:30~11:30 中野税務懇談会	中野税務署会議室
	26日(水)	10:30~11:30 税制税務委員会	中野法人会館
	//	16:15~16:30 正副会長会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
12月	//	16:45~17:45 理事会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	18:00~19:00 秋の特別講演会	中野セントラルパークカンファレンスホール
	1日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
1月	5日(金)	18:00~19:00 青年部会第5回研修会 内部講師研修会	中野法人会館
	10日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	中野税務署会議室
	5日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
	8日(木)	16:00~17:00 署長講演会	リーガロイヤルホテル東京
	//	17:10~18:00 新年賀詞交歓会	リーガロイヤルホテル東京
	//	18:15~ 祝賀会	リーガロイヤルホテル東京
	14日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	15日(木)	10:30~11:30 中野税務懇談会	中野税務署会議室
1月	//	13:30~16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	16日(金)	18:00~20:00 青年部会新年初顔合わせ会	未定

11月号の目次

『会員増強・福利厚生制度推進会議』『進発式』特集

2025 VOL.260

本部だより (理事会・各支部一覧)	3・4	支部だより・特退共広告	12
本部だより (会員増強・福利厚生制度推進会議・進発式) 5		支部だより (各支部役員会・第1・2・3支部バス研修会) 13	
知っとくと得情報 (山岡先生の税の豆知識)	6・7	部会だより (青年部会親睦チャリティゴルフコンペ・第3回研修会・租税教室) 14	
税務署だより	8~10	部会だより (女性部会役員懇談会・全国女性フォーラム北海道大会) 15	
都税だより	11	会員事業者紹介	16

● 表紙 (写真説明) 「京都・宝ヶ池にて」 木村化学産業(株) 木村 栄太郎 氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集: 広報委員会 印刷: 友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

◇「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」◇

日 時: 令和8年1月8日(木) 3時半受付 場 所: リーガロイヤルホテル東京
第1部: 4時~ 「署長講演会」 会 費: 10,000円
第2部: 5時10分~ 「賀詞交歓会」 幸運くじ (抽選会、賞品多数)
第3部: 6時15分~ 「祝賀会」



 中野法人会の

無 料 法 律 相 談

完全予約制!!
(まずはお電話を...)

実施日時: 12/1月、1/5月、2/2月、3/2月 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 三國・下島



本 部 だ よ り

理 事 会 を 開 催

～中野税務署長に福永秀文氏が着任～



横山会長

8月21日、中野区役所1Fナカノバに於いて、理事会が開催されました。

中野税務署より、上運天副署長、山口第1統括官、石井上席調査官にご出席して頂きました。

まず、横山会長から挨拶があり、中野税務署の定期異動の件について話されました。上運天副署長は挨拶の後、日頃の法人会活動に対し、労いの言葉を述べられました。

『総務委員会』



矢島総務委員長

7月までの、親会・部会・支部の会合等の開催報告があり、次に、令和7年度7月末現在収支報告がありました。また、今後の主な行事予定ということで、次年度の最初の理事会を、令和8年5月14日に、第15回通常総会を6月11日に開催予定であると話されました。

『厚生共益事業委員会』



大島厚生共益事業委員長

まず、全法連の助成金について話され、次に令和7年度事業中間報告を行いました。また、11月11日にチャリティゴルフコンペ、2月5日に親睦ボウリング大会、3月24日に新入会員特別研修会を開催する予定であると話されました。

『公益事業委員会』



柴野公益事業委員長

親会・支部・部会の7月までの事業報告があり、次に今後の行事予定について話されました。10月10日・14日にオンラインセミナー(副署長講話並びに税務研修会)、10月23日に法人税・源泉所得税実務講座、11月6日に経営塾第2弾「年末調整」、11月13日に経営塾第3弾「法律セミナー」、2月4日に経営塾第4弾「確定申告」、2月12日に経営塾第5弾「事業承継」、11月26日に“税を考える週間”秋の特別講演会を開催予定であると話されました。

また、青年部会の取り組みとして、租税教室活動、地球温暖化対策報告書の提出、健康経営宣言書の提出、女性部会の取り組みとして食品ロスへの取り組みを行っていきたいと話されました。

『税制税務委員会』



福井税制税務委員長

まず、事業中間報告ということで、令和7年度法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項を話されました。公益事業委員会との共催で経営塾を開催予定であること、10月16日に第41回法人会全国大会が高知県で開催される旨、話されました。また、第14回税の川柳コンクールについて、募集期間が7月1日から10月31日で、最終審査が11月に税制税務委員会で行う旨を話されました。

『広報委員会』



木村広報委員長

まず、委員会開催報告と、なかの発行実績を話されました。法人会アンケートシステムにつきましては、全法連より年間延べ回答数が多い単位会に対する支給という事で、報奨金を頂いた旨の説明がありました。

また、今後の委員会の開催予定、なかの発行計画についての説明があり、法人会アンケートシステムについて新規獲得の推進並びに回答返信の強化に努めて参りたいと話されました。

出席して頂いた
中野税務署の
幹部の皆様



上運天副署長様



山口第1統括官様

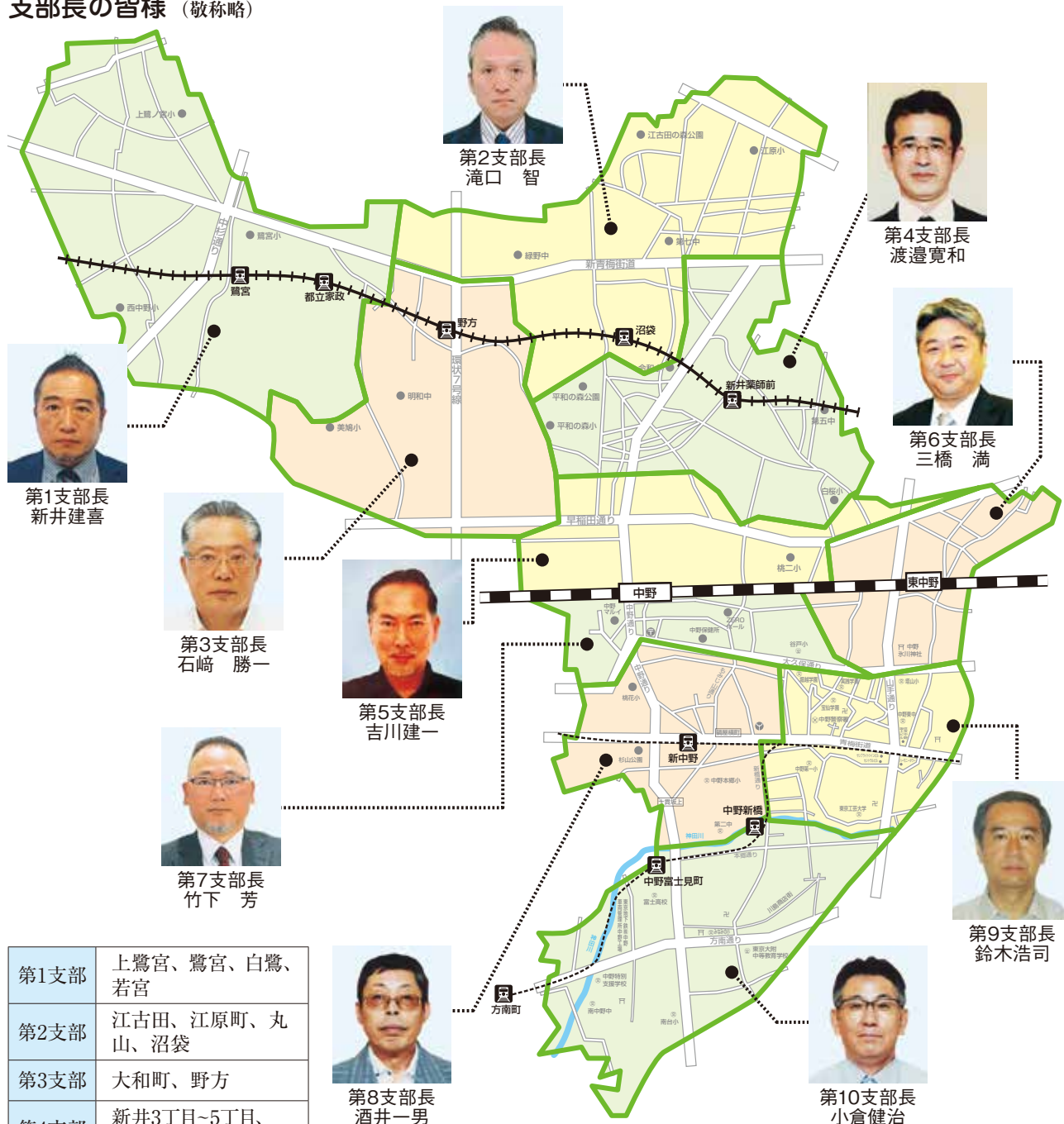


石井審理担当上席様



本部だより

支部長の皆様 (敬称略)



第1支部	上鷺宮、鷺宮、白鷺、若宮
第2支部	江古田、江原町、丸山、沼袋
第3支部	大和町、野方
第4支部	新井3丁目~5丁目、松が丘、上高田
第5支部	新井1丁目~2丁目、中野4丁目~中野6丁目
第6支部	東中野
第7支部	中野1~3丁目
第8支部	中央3丁目~5丁目、本町4丁目~6丁目
第9支部	中央1丁目~2丁目、本町1丁目~3丁目
第10支部	弥生町、南台

ご入会のおすすめ



公益財団法人
全国法人会総連合会長
斎藤 保
(株)IHJ
特別顧問

是非！
皆様のご加入を
お待ちしております

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



皆様のご理解・ご協力により現在では約70万社の会員企業を擁する全国でも有数の団体となっております。
法人会では、自らの向上と社会への貢献に参加できる喜びを共に分かち合える仲間を募集しています。

本 部 だ よ り

会員増強・福利厚生制度推進会議・進発式（懇親会）風景（8月21日 於：中野区役所1Fナカノバ）

8月21日、「会員増強・福利厚生制度推進会議」終了後、進発式が開催されました。

当日は、上運天副署長様のご発声による乾杯をもって開会し、役員相互の親睦を深めるとともに、会員増強活動に向けた機運が一層高まりました。

今後も、中野法人会は会員の拡充と組織の更なる活性化に努めてまいります。



乾杯
上運天副署長



食品ロス提言
平澤女性部会長



中締
大島厚生共益事業委員長



会員増強・福利厚生制度推進会議



ナカノバで初の進発式



あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

<会社をお守りするトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、働けなくなった場合の
リスクに備えるための制度をご用意しています。
団体料率の適用により割安な保険料を実現！

死亡へのそなえ

総合型
Rタイプ

重度の身体障がい
状態へのそなえ

総合型
Tタイプ

重大疾病への
そなえ

Jタイプ

ケガ・病気による
一時的な離職への
そなえ

一時金型
Mタイプ

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々な リスクから企業を守る！



Business Guard

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険

オール スターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

法人会のBCP 保険

地震休業サポート
地体力
企業財産保険(ニュープロパティガード)
事業継続サポート補償特約N+地震・噴火・津波補償特約
(事業継続サポート補償特約用)N

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます！

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料*でご契約いただけます

《取扱会社》アフラック生命保険株式会社 ※一部対象外の商品もあります。
☎0120-876-505 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック 法人会

検索



がん保険制度

医療保険制度

個人のための保障制度

・介護保険 ・定期保険 ・終身保険
・積立型終身介護保険 などがあります。

ー 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ ー

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、サブスクについてです。サブスクとは、正式名称「サブスクリプション」略してサブスクですが、定額料金で一定期間、商品やサービスを利用できるコンテンツ（*インターネットやテレビ、紙などのメディアを通して伝えられる情報内容のこと）やサービスのことです。サブスクについての基本的な仕組みや契約する時の注意点を説明したいと思います。

サブスクリプション(サブスク)とは？

サブスクリプション(subscription)略してサブスクとは、前述のとおり定額料金で一定期間、商品やサービスを利用できるサービスです。名称としては新しい用語ですが、月極駐車場、月謝、賃貸住宅や新聞の定期購読といった定額サービスは従来から存在していましたし、「定額で一定期間使い放題」といった仕組みそのものは古くからありました。当初、サブスクには、雑誌の「予約購読」「定期購読」「会費」の意味がありましたが、その後、転じて「有限期間の使用許可」の意味として使われるようになり、**2010年代後半から「定額で一定期間使い放題」の意味としてメディアで用いられるようになりました**。その後、**コンピューター用ソフトウェアの年間使用料などに導入され、電子書籍の読み放題サービス・音楽配信・動画配信サービス・ストリーミング再生などの支払い方法にも導入されました**。**携帯電話やスマートフォンの有料アプリの支払い方法にも導入**されています。2019年のユーキャン新語・流行語大賞には、「サブスク」がノミネートされました。

サブスクの分類・種類

サブスクは、提供方法によって分類できます。

1. デジタルコンテンツ型

デジタルコンテンツ型は、インターネットを通してコンテンツが提供されるサブスクで、電子書籍・ゲーム・音楽配信・動画配信などが該当します。

なお、提供されるコンテンツは利用規約において複製を禁止されているケースがほとんどです。

2. レンタル型

レンタル型は、定額料金で一定の物を借りられるサブスクで、自動車・洋服・家具・家電・知育玩具などのサブスクが該当します。レンタル型のサブスクは、サービス提供している企業側に物の所有権があります。そのため、一定の期間が終了後またはサブスク契約の解約後には、利用者側は借りた物を返却しなければなりません。

3. ギフト型

ギフト型は、定額料金で一定数の物を購入するサブスクで、花・食品・化粧品などのサブスクはギフト型に該当するケースが多いようです。ギフト型のサブスクは、使い切りの消耗品が提供されている傾向にあるため、レンタル型のサブスクとは異なり、利用者側に返却の義務はありません。

4. ショップ型

ショップ型は、店を通してサービスが提供されるサブスクで、ホテル・飲食店・ネイル・エステ・美容院などのサブスクはショップ型に該当するケースが多いようです。ショップ型のサブスクは、他のサブスクとは異なり、自宅にいただけではサービス提供を受けることができません。サービスを提供する店まで足を運ぶ必要があるため、利用者側は無理なく通える生活圏内にサービスを提供する店があるかを確認する必要があります。

サブスクのメリット

定額制のため安価で利用できるサブスクは、新規利用者のハードルが低く、必要な時にサービスや商品を利用できるメリットがあります。また、事業者・提供者側からみても、購入と比べ一定期間、継続的な売り上げが見込めるなどのメリットがあります。

1. 消費者側のメリット

- 購入よりも安価にサービスや商品を利用できる
- 初期費用が少ないため、継続利用しやすい
- 動画や音楽配信サービスはパソコンだけではなく、スマートフォンからでも利用できる
- 動画の媒体(Blu-ray Disc、DVD)やパッケージを購入・所有する必要がないため、物を増やさずに済む
- サービス期間はあるが、いつでも解約できる
- 新しい商品やサービスの提供を受けやすい

2. 事業者側のメリット

- 継続的・長期的な売上を見込める
- 消費者の導入ハードルを下げられるため、新規顧客を獲得しやすい
- 顧客リストや利用統計データが取れるため、今後の改善に利用できる
- デジタル、アナログ問わず、様々な業種に導入できる

サブスクのデメリット

サブスクはサービスを「利用」するものであり、買い切り型と異なり「資産」とはなりません。

そのため、解約した場合に使用出来なくなるだけでなく、契約中であっても提供者側の裁量や、作品の著作権(著作権、ライセンス契約など)の都合でサービスの全部または一部の提供が停止され使用できなくなることもあります。

1. 消費者側のデメリット

- 利用しなくても、契約期間中は料金が発生する
- 必要としない機能や興味のないコンテンツも含まれる場合がある
- 解約後はサービスや商品が利用できなくなり、手元に残らない
- 契約は容易だが、解約するには煩雑な手続きを踏む必要もあり、注意を要するものもある

2. 事業者側のデメリット

- サービス開始当初はユーザー数が少なく、即利益につながらない
- 定期的に新しいコンテンツを提供、追加していく必要があり、コンテンツの追加を滞るとユーザー離れを起こすおそれがある
- ユーザーに、すぐに解約される可能性がある
- 最初から、ある程度のリソースやコンテンツが必要
- 導入するための、ツール・ノウハウが必要

「プラスチックごみ汚染」

プラスチックごみによる環境汚染を防止する、初の国際条約作りが暗礁に乗り上げています。184の国と地域が参



加した政府間交渉は合意に至らないまま閉会しました。再開の時期は決まっていません。2022年から続く交渉は、昨年末が期限でした。韓国で開催された前回会合が不調に終わり、延長戦とされた会合が今回、スイスで開催されましたが、再び合意が先送りされ、交渉の行方は厳しい状況にあります。

世界のプラスチック生産量は、2019年時点で年間4億6000万トンに上ります。その8割近くが廃棄され、2200万トンが海や川などに流出したと推計されています。

環境保護への意識が高い欧州や日本は賛成ですが、産油国のサウジアラビアやロシアなどは反対を貫いています。

11月の税務と労務

- ・国税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税/所得税予定納税額の減額承認申請 11月17日
- ・国税/所得税予定納税額第2期分の納付 12月1日
- ・国税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、3月決算法人の中間申告 12月1日
- ・国税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月1日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月1日
- ・地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税/11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・国税/10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月5日
- ・国税/4月決算法人の中間申告 1月5日
- ・国税/1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月5日
- ・地方税/固定資産税・都市計画税(第3期)の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

税 務 署 だ よ り

国税庁

令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ☛ 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ☛ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☛ 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整におい

付している「源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、**「年末調整計算シート」**（Excel）をご利用いただく

と効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ

給与所得者
（従業員）の方へ

年末調整手順の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手順の電子化

年末調整手順の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。



詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
→ **令和8年1月13日(火)**
- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）
→ **令和8年1月20日(火)**
- ◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限
→ **令和8年2月 2日(月)**

※ このリーフレットは、令和7年12月1日以後に行う令和7年分の年末調整について、令和7年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

税 務 署 だ よ り

◎ 令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・ 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げ**られました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

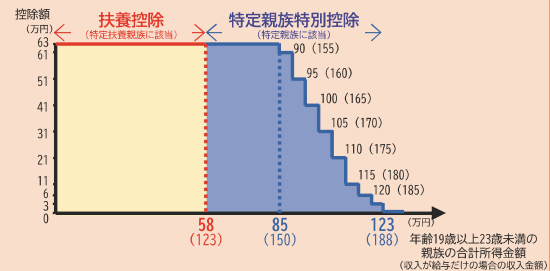
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については税所得金額等の合計額)の要件をいいます。

・ 特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族(注)を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② **特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方**から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ **改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて**、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、**調書方式**による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人(従業員の方)に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。



《調書方式の場合の留意事項》

- ・ 従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」の添付が**不要**となります。
- ・ 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます(控除証明書等の**交付時期**は、電子交付の場合は毎年**11月中旬頃**、書面交付の場合は**入居2年目の11月下旬頃**となります。)

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



税 務 署 だ よ り

(R7.9 東京国税局)

国税も! 地方税も!

暮らしにとけこむ

キャッシュレス納付!

源泉所得税を毎月納付する方など納付の機会が多い方におすすめてです! なお、関与税理士に「**自動ダイレクト**」(自動引落し)を依頼することで、e-Tax 送信と同時に納付手続きが済みます。

自社等で徴収高計算書(源泉所得税)の提出と納付手続きをされる場合は、源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーへ



国税庁e-Taxキャラクター: イーガ君

e-Tax

いつでも
どこでも

簡単納付



エルタックス
eLTAX



eLTAXイメージキャラクター: エルレンジャー

国税庁ホームページ
「国税納税の手続」



eLTAX 地方税
ポータルシステム



都 税 だ よ り

－ 都税についてのお知らせ －

昨年度に引き続き、令和7年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内



減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りです。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。
申請期限は**令和7年12月26日(金)**です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

**都税の納付は
キャッシュレスで**

都税 キャッシュレス 検索



支部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

8月9日 《第1支部》第48回 鷺宮盆踊り大会 税金クイズ



～～～～～～～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～～～～～～～



全3問の問題をラリー形式で
税金クイズを実施

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



支部だより

各支部役員会

第1支部(新井支部長)



9月10日(於: どんと晴)

第2支部(滝口支部長)



9月9日(於: 藤乃)

第3支部(石崎支部長)



9月16日(於: 慶和楼)

第4支部(渡邊支部長)



9月30日(於: 松寿司)

第5支部(吉川支部長)



9月17日(於: 食趣工房 すず木)

第6支部(三橋支部長)



9月22日(於: こ卯さぎ亭)

第7支部(竹下支部長)



9月19日(於: 片山鳥肉店)

第8支部(酒井支部長)&第9支部(鈴木支部長)



9月24日(於: アイタリーキッチン)

第10支部(小倉支部長)



9月29日(於: 酒処 今是)

《第1・2・3支部》

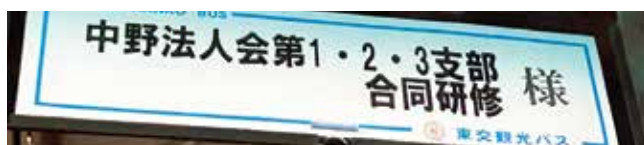
◆ 日帰りバス研修会 ◆ (9月18日(木) 迎賓館赤坂離宮・屋形船 深川富士見 他)



~~~~~ 迎賓館赤坂離宮にて ~~~~~



~~~~~ 深川富士見 屋形船の船上より ~~~~~



~~~~~ ご参加された皆様 ~~~~~



船内からスカイツリーが！



担当: 石崎第3支部長

## 部 会 だ よ り

### 活発な事業・研修(税関係)を展開!!

#### 《青年部会》◆ 9月2日 親睦チャリティゴルフコンペ◆ (於:平成倶楽部)

9月2日に青年部会親睦チャリティゴルフコンペを開催いたしました。10名の参加で青空の中、現役部会員とOBの親睦を深めました。

結果といたしまして、

- ・優勝者 大滝 雄介様
- ・2 位 手塚修太郎様
- ・3 位 横山 浩之様 でした。

入賞された方々は大変おめでとうございます!!



～～～～～ 参加の皆様 ～～～～～

#### ◆ 9月12日 第3回研修会 ◆ ～署の幹部の方を囲んで～

9月12日、中野税務署の幹部の皆様にご出席いただき、大変有意義な意見交換会を開催することができました。



～～ 佐野部会長 ～～



～～ 会場参加の皆様 ～～



～～ 名刺交換風景 ～～



～～ 福永署長様挨拶 ～～

### 青年部会独自で“租税教室”を実施!

#### 9月4日(木) 区立白桜小学校 6年1・2・3組



～～～～～ 講師:佐野氏、小高氏、秋山氏 カルタ:佐野氏、小高氏 ～～～～～

～～ 高橋校長先生と ～～

#### 9月6日(土) 区立緑野小学校 6年1・2・3組



～～～～～ 講師:吉永氏、秋山氏 アシスタント:荒川氏、荒木氏 ～～～～～

～～ 太巻校長先生と ～～

#### 9月9日(火) 区立中野第一小学校 6年1・2・3・4組



～～～～～ 講師:米持氏、加藤氏、小高氏、上田氏 カルタ:小高氏 ～～～～～

～～ 三宅校長先生と ～～

## 部 会 だ よ り

### 《女性部会》◆ 9月3日 役員懇談会&役員会を開催 ◆ (於: 中野税務署会議室)



～ ～ 税務署幹部の皆様と名刺交換風景 ～ ～



～ ～ ～ ～ 中野税務署の幹部の皆様 ～ ～ ～ ～



～ ～ ～ ～ ～ 記念撮影 ～ ～ ～ ～ ～

### 《女性部会》◆ 9月18日 第19回全国女性フォーラム(北海道大会) ◆

9月18日、「女性フォーラム北海道大会」が札幌パークホテルにて開催されました。

当会女性部会からは、大島担当副会長、平澤部会長、熊澤副部会長の3名が参加いたしました。

記念講演では、株式会社クリエイティブオフィスキュー取締役でプロデューサーの伊藤亜由

美氏を講師に迎え、「ストーリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～」を演題にご講演いただきました。

参加された皆様にとって大変有意義な時間となりました。



～ ～ 女性フォーラム北海道大会 撮影パネル前にて ～ ～



～ ～ ～ ～ ～ 会場前の様子 ～ ～ ～ ～ ～



税に関する絵はがきコンクール作品前にて



～ ～ ～ ～ 記念講演会の様子 ～ ～ ～ ～



～ ～ 講師とともに撮影 ～ ～

## 会員事業者紹介

すし やいち  
**鮨 彌いち**

業種：飲食店

**代表者** 矢島 一八（やじま かずや）  
**所在地** 〒165-0023  
中野区江原町2-21-13 H.HOWA102  
**TEL** 03-6317-7992  
**FAX** なし  
**URL** <https://select-type.com/p/Yaichi/>



企業紹介

開業7年目。  
大江戸線新江古田駅より徒歩5分。  
カウンター7席、おまかせにてご案内中。  
予約制につき、お問い合わせお待ちしております。（店主より）

かぶしきがいしゃ よしすみほーむ  
**株式会社 吉住ホーム**

業種：不動産業

**代表者** 吉田 昌平（よしだ しょうへい）  
**所在地** 〒164-0011  
東京都中野区中央1-37-2  
**TEL** 03-3366-1010  
**FAX** 03-3365-4535  
**URL** <https://www.yoshizumihome.co.jp>



企業紹介

1985年創業の不動産会社。  
賃貸・売買・仲介のほか不動産  
のお困りごとは、地域密着の吉住  
ホームへ。

ゆうげんがいしゃ じんぐう・じんぐうとうふほんてん  
**有限会社 神宮・神宮豆腐総本店**

業種：豆腐製造・販売

**代表者** 神宮 幸四郎（じんぐう こうしろう）  
**所在地** 〒164-0011  
中野区中央4-1-20  
**TEL** 03-3381-3688  
**FAX** 03-3380-0015  
**URL** なし



企業紹介

創業 昭和33年  
現在、二代目として営業しております。  
手づくり豆腐で皆様に笑顔と健康をお届けできれば幸いです。  
◎営業時間 10:00～18:00  
◎休 日・水・祝日

あさぬまこーぽれーしょんかぶしきがいしゃ  
**アサヌマコーポレーション株式会社**

業種：化粧品 OEM / ODM

**代表者** 麻沼 貴嗣（あさぬま たかし）  
**所在地** 〒164-0014  
中野区南台3-37-19  
**TEL** 03-3383-0511  
**FAX** 03-3383-0517  
**URL** <https://asanumacorp.com/>



企業紹介

メイクアップからスキンケアまで、  
トータルビューティを創造・提供  
する、コスメティックカンパニーです。